

議案第 18 号

小田原市都市公園条例及び小田原市体育施設条例の一部を改正する条例

(小田原市都市公園条例の一部改正)

**第 1 条** 小田原市都市公園条例（昭和 33 年小田原市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

上府中公園		小田原球場 上府中スポーツ 広場			を
上府中公園		小田原球場 上府中スポーツ 広場 上府中バスケット コート			に

改める。

(小田原市体育施設条例の一部改正)

**第 2 条** 小田原市体育施設条例（昭和 39 年小田原市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(7) 上府中バスケットコート 小田原市永塚 40 番地

第 3 条第 1 号及び第 4 条第 2 号中「及び上府中スポーツ広場」を「、上府中スポーツ広場及び上府中バスケットコート」に改める。

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 上府中バスケットコート 午前 9 時から午後 5 時まで

第 17 条第 1 項中「又は上府中スポーツ広場」を「、上府中スポーツ広場又は上府中バスケットコート」に改める。

別表第 2 の 1 (4) の表の次に次の 1 表を加える。

(5) 上府中バスケットコート

使用方法	区分	1 時間
------	----	------

専用	コート1面	市民	300円
		市民以外の者	600円

別表第2の1の備考3中「第1号」の次に「及び第5号」を加える。

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和 5 年 2 月 1 4 日 提 出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

上府中公園に有料の公園施設として新たにバスケットコートを設置することとし、その名称、利用料金の上限額等を定めるため提案するものであります。